

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第2区分
【発行日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【公表番号】特表2002-513411(P2002-513411A)

【公表日】平成14年5月8日(2002.5.8)

【出願番号】特願平10-542850

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/23
A 6 1 K 31/231
A 6 1 K 31/232
A 6 1 P 39/06
A 6 1 P 43/00
C 0 7 C 69/013
C 0 7 C 69/28

【F I】

A 6 1 K 31/23
A 6 1 K 31/231
A 6 1 K 31/232
A 6 1 P 39/06
A 6 1 P 43/00 1 1 1
C 0 7 C 69/013 A
C 0 7 C 69/28

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月8日(2005.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書 (自 発)

平成 17 年 4 月 8 日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示

~~PCT/US98/06278~~

平成 10 年特許願第 5 4 2 8 5 0 号



2. 補正をする者

住 所 アメリカ合衆国, ペンシルバニア 19406,
ガルフ ミルズ, 2500 ルネッサンス ブルーバード,
スイート 200

名 称 ヘンケル コーポレーション

3. 代 理 人

住 所 〒530-0054 大阪市北区南森町1丁目4番19号
サウスホレストビル
新樹グローバル・アイピー特許業務法人

氏 名 (9414) 弁理士 小 野 由己男
TEL 06-6316-5533



4. 補正対象書類名

特許請求の範囲

5. 補正対象項目名

特許請求の範囲

6. 補正の内容

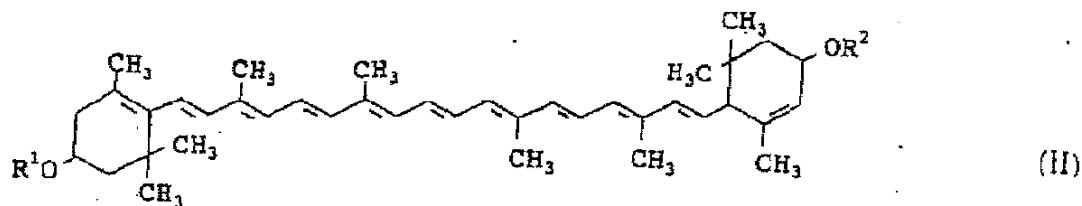
(1) 特許請求の範囲を別紙の通り補正する。

万 式
審 査



特許請求の範囲

1. (i) 式(II) :



(ここで、 R^1 及び R^2 は、それぞれ単独で、水素原子又はカルボン酸のアシル残基であり、 R^1 及び R^2 の少なくとも一方がカルボン酸のアシル残基である)で示される少なくとも一つのルテインエステルを含む組成物を提供することと、

(i i) 前記組成物の抗酸化効果量を哺乳類に投与することと、を含む、哺乳類におけるフリーラジカルの有害な酸化を防ぐ又は抑制する方法。

2. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも4重量%存在する、請求項1に記載の方法。

3. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも5重量%存在する、請求項1に記載の方法。

4. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも15重量%存在する、請求項1に記載の方法。

5. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも25重量%存在する、請求項1に記載の方法。

6. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも30重量%存在する、請求項1に記載の方法。

7. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステル

が、少なくとも40重量%存在する、請求項1に記載の方法。

8. 前記組成物の総重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも50重量%存在する、請求項1に記載の方法。

9. 前記組成物が実質的にルテインを含まない、請求項1に記載の方法。

10. 前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも90重量%存在する、請求項1に記載の方法。

11. 前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも94重量%存在する、請求項1に記載の方法。

12. 前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記少なくとも一つのルテインエステルが、少なくとも99重量%存在する、請求項1に記載の方法。

13. R^1 及び R^2 が、それぞれ単独で、水素原子又は $C_1 \sim C_{22}$ のカルボン酸のアシル残基である、請求項1に記載の方法。

14. R^1 及び R^2 が、それぞれ単独で、水素原子又は $C_6 \sim C_{22}$ のカルボン酸のアシル残基である、請求項1に記載の方法。

15. R^1 及び R^2 が、それぞれ単独で、水素原子又は $C_{12} \sim C_{22}$ のカルボン酸のアシル残基である、請求項1に記載の方法。

16. R^1 及び R^2 が、それぞれ単独で、水素原子又は、ギ酸、酢酸、プロピオン酸、酪酸、占草酸、カプロン酸、カプリル酸、カプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、及びオレイン酸からなる群から選択されたカルボン酸のアシル残基である、請求項1に記載の方法。

17. R^1 及び R^2 が、それぞれ単独で、水素原子又は、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸及びオレイン酸からなる群から選択されるカルボン酸のアシル残基である、請求項1に記載の方法。

18. 前記組成物が、モノミリスチン酸ルテイン、ジミリスチン酸ルテイン及びジパルミチン酸ルテインを含む、請求項1に記載の方法。

19. ルテインエステルの総重量を基準として、前記モノミリスチン酸ルテインが5～10重量%存在し、前記ジミリスチン酸ルテインが30～40重量%存在し、前記ジパルミチン酸ルテインが50～60重量%存在する、請求項18に記載の方法。

20. ルテインエステルの総重量を基準として、前記モノミリスチン酸ルテインが8重量%存在し、前記ジミリスチン酸ルテインが36重量%存在し、前記ジパルミチン酸ルテインが56重量%存在する、請求項18に記載の方法。

21. 前記組成物が0.5mg～50mgの量の前記少なくとも一つのルテインエステルを投与される、請求項1に記載の方法。

22. 前記組成物が生理学的に受け入れ可能な担体をさらに含む、請求項1に記載の方法。

23. (i) モノミリスチン酸ルテイン、ジミリスチン酸ルテイン及びジパルミチン酸ルテインであって、ルテインエステルの総重量を基準として、前記モノミリスチン酸ルテインが5～10重量%存在し、前記ジミリスチン酸ルテインが30～40重量%存在し、前記ジパルミチン酸ルテインが50～60重量%存在するものと、生理学的に受け入れ可能な担体であって、前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも4重量%存在し、前記組成物の総カ

ロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも90重量%存在するものからなる組成物を提供することと、

(i i) 前記組成物の抗酸化効果量を哺乳類に投与することと、
を含む、哺乳類におけるフリーラジカルの有害な酸化を防ぐ又は抑制する方法。

24. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも5重量%存在する、請求項23に記載の方法。

25. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも25重量%存在する、請求項23に記載の方法。

26. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも30重量%存在する、請求項23に記載の方法。

27. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも40重量%存在する、請求項23に記載の方法。

28. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも50重量%存在する、請求項23に記載の方法。

29. 前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも94重量%存在する、請求項23に記載の方法。

30. 前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが、少なくとも99重量%存在する、請求項23に記載の方法。

31. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも15重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも94重量%存在する、請求項23に記載の方法。

32. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも30重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも94重量%存在する、請求項23に記載の方法。

33. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも40重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも94重量%存在する、請求項23に記載の方法。

34. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも50重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも94重量%存在する、請求項23に記載の方法。

35. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも15重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも99重量%存在する、請求項23に記載の方法。

36. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも30重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも99重量%存在する、請求項23に記載の方法。

37. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも40重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも99重量%存在する、請求項23に記載の方法。

38. 前記組成物の総重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも50重量%存在し、前記組成物の総カロチノイド重量を基準として、前記ルテインエステルが少なくとも99重量%存在する、請求項23に記載の方法。